

保護者の皆様へ

令和 8 年 4 月

給食費について

日頃から、学校給食に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

江戸川区では、現在、区立小中学校の給食費の無償化を行っています。令和7年11月からは制度を広げ、病気等による※長期欠席ややむを得ない事情により学校給食の提供を受けることができない児童・生徒の保護者の皆様に給食費相当分の補助金を支給しています。補助金の支給を受けるためには、以下の手続きが必要となりますので、ご確認をお願いします。

1 委任状の提出について

保護者の委任を受けた学校長が区へ補助金の手続きを行いますので、委任状をご提出ください。委任期間は在籍校を卒業するまでのため、毎年提出いただく必要はありませんが、区内で転校した際は、転校先の学校で改めて委任状をご提出ください。

なお、現在通っている学校へ提出済みの場合は、再度提出の必要はありません。



2 学校給食停止届の提出について

給食を停止する場合は、学校給食停止届(様式1)をご提出ください。停止届受理日の3日後(受理日や土日祝日を含まない)から、給食を停止し、停止期間中の給食費相当額を保護者へ支給します。

なお、現在通っている学校へ提出済みの場合は、再度提出の必要はありません。

3 停止期間中の給食の提供について

給食停止期間中であっても、給食の提供を希望される場合は、提供希望日の前月の15日までに、給食提供申請書(様式2)をご提出ください。

なお、給食提供申請書で申請いただいた日の給食費相当額は、実際に給食を喫食しなかったとしても補助金として支給されませんのでご了承ください。

4 支給方法について

教材費等を引き落とすために登録いただいた口座に振り込みます。振り込みは教材費等を引き落としている委託事業者を通じて行います。

5 学校給食再開届の提出について

停止していた給食を再開する場合は、学校給食再開届(様式1)をご提出ください。再開届受理日の3日後(受理日や土日祝日を含まない)から、給食を再開し、再開日以降の補助金は支給されなくなります。

6 その他

就学奨励・生活保護等他制度により給食費相当額の支給を受けているときは補助金の対象にはなりません。

生活保護を受給している世帯の児童・生徒が長期欠席ややむを得ない事情により、給食を停止した場合に支給される補助金は生活保護制度上、収入認定されます。補助金の受給については担当のケースワーカーにご相談ください。

事情により急遽登校し給食を喫食する場合は、在籍校の給食担当者へご相談ください。

(問い合わせ先) 江戸川区立一之江小学校(電話 6240-5514)

教育委員会事務局学務課 給食保健係(電話 5662-1626)

学 校 給 食 [停 止 ・ 再 開] 届

様式 1

学 校 長 殿

(児童生徒名) _____ は、

〔 学校給食全部
学校給食の主食・おかず
学校給食の飲用牛乳 〕 の提供を [停止 ・ 再開] してください。

理 由 _____

[停止 ・ 再開] 開始希望日 令和 年 月 日 より

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

※ 学校処理欄

受付日 年 月 日

受 領 者 学 校 長 _____ 印

※ この届の写しを作成し、原本1部は学校で保管、写し1部は保護者へ交付すること。

保護者 → 在籍校担任 → 栄養士

_____月分 給食提供申請書

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ ○印の日に登校しますので、給食の提供をお願いします

合計回数 回

※食物アレルギー等 有 ・ 無

(食物アレルギー等有る場合は、栄養士にご相談ください。除去食対応等ができずお弁当をご持参いただく場合もあります。)

学校名 (在籍校) _____

児童・生徒氏名 _____